令和3年度 第3回瑞浪市文化財審議会 会議録

■日 時:3月3日(木)13時00分から14時30分まで

■場 所:瑞浪市化石博物館 レクチャールーム

■出席者:青木本吉、小栗幸江、加知久宗、可知正己、小木曽健夫、三戸憲和、

柴田明芳、山田和洋 (委員)、久保智康 (臨時委員)

欠席者:小栗 茂

事務局:山田教育長、和田課長、砂田係長、安藤主査

■委嘱状交付

山田教育長から久保智康臨時委員に委嘱状を交付

■あいさつ

山田教育長あいさつ (内容は省略)。

過半数委員の出席による会議成立の宣言。

■審議事項

(1) 考古資料の評価について

会 長:考古資料の評価について事務局からの説明を求める。

事務局:このたび評価をお願いしたいのは、日吉町の酒波神社出土とみられる 銅鏡についてです。銅鏡の概要については資料1のとおり、また当該 銅鏡が出土した際の状況については資料2のとおりです。

> この銅鏡は名古屋の古物商から購入についての打診があったもので、市として購入することが適当かどうかの審議をお願いするものです。 なお、古物商の見積金額は税込みで 55 万円ですので、まずは資料をご覧ください。

(委員が銅鏡を熟覧する)

会 長: ただ今事務局から説明があった考古資料の評価、そして購入の可否に ついて、ご意見等あれば発言をお願いしたい。

委 員:資料 1 の名称について、「洲浜」の「洲」のさんずいが抜けているの で修正をお願いする。

事務局:承知しました。また、資料1の参考事項の(1)、1行目の酒波神社の「波」が「浪」となっていましたので、併せて修正をお願いします。

委員:銅鏡を実見したところ、平安時代末期から鎌倉時代初期、12世紀末から13世紀前半頃のものと判断する。この時代の銅鏡は1枚1枚個別に型を製作して鋳造することから、全く同じ文様の製品がないことが特徴である。この点を踏まえて銅鏡と資料2の拓本を見比べると、

文様が一致しているものと認められることから、この鏡は酒波神社の 経塚から出土したものと判断できる。

委員:この銅鏡が偽物である可能性についてはどうか。

委員:一般論として、このような銅鏡にも偽物は存在し得る。しかし、当該 銅鏡の色、紐や縁部の形状等を確認したところでは、偽物である疑い は無いものと判断する。

委 員:銅鏡の所見については承知したが、金額については妥当か。

委員:同様の銅鏡が古物カタログに掲載される際には、およそ今回の見積額と同程度の額で掲載されることが多い。ただ、それは地域にとっての歴史的な価値を考慮しない金額であり。今回のように出土した場所や時代などが明らかとなっている場合には、2倍あるいはそれ以上の金額が提示される場合もあることから、良心的な金額と考える。

委 員:この銅鏡には穴が空いている箇所があるが、これにより資料としての 価値は低くなるのではないか。

委員:穴が空いている要因については判断が難しいが、二つの可能性が考えられる。一つ目は発掘された際に破損した可能性、そして二つ目は銅鏡を使用する際に穿たれた穴であるという可能性である。二つ目の可能性を考慮するのであれば、それはこの銅鏡が神社の神前に奉懸され、その後、経塚に写経を護持するための魔除けとして埋納されたといった経緯を示す証左であるので、歴史資料としての価値を高める要素と考えられる。

委員:銅鏡が収められている箱には「土岐郡瑞浪市」など、記載が正確でない事項が認められる。購入の暁には新たに箱を制作し、箱に正確な事項を記載しておくのが好ましい。

委員:箱は、記載されている事項が誤りであっても、この銅鏡が出土してから購入されるまでの経緯・来歴を示す資料でもある。仮に購入後に新たに箱を制作することになっても、その箱に中に現在の箱、そして様々な記録を一括して収納しておくことが必要である。

委員:酒波神社の出土品で、現在所在が明らかな考古資料は他にないか。

事務局:現在のところ把握しているのは、土岐市指定文化財となっている「和 鏡」です。土岐市が刊行した冊子には日吉町の酒波神社の出土品であ ることが明記されており、また資料2にある銅鏡の拓本の一つとも文 様が一致します。ただし、この2面の鏡の他の考古資料については一 切所在が不明です。

委 員:これまでに日吉町内で神社の資料調査などを行ったことはないのか。

委員:過去には棟札の調査を実施した程度である。

事務局:過去に酒波神社の宮司さんに経塚のことをお話しし、考古資料の有無

についても確認したことがありますが、考古資料の所在についてはご 存じない様子でした。

- 委員:銅鏡を購入した際には記者発表を行い、他の考古資料については現在 も所在不明であるという背景を説明し、そういった記事を掲載しても らうことで、他の考古資料の発見の手がかりになると思われる。
- 委員: 当該銅鏡は、単独であっても市の文化財に指定するだけの価値は十分 にあると考えられる。購入後はまず市の文化財に指定し、その後考古 資料が発見されれば順次追加指定していくことが望ましい。

特に資料2の最終頁には銅鏡以外の出土品の略図が掲載されており、 これを見るだけでも、かつては経塚が複数あり、数十年ほどの時代幅 をもって造営された可能性が考えられる。経塚の価値を考えるうえで も継続的に考古資料を捜索すること、また改めて現地捜査を行うこと が必要である。

加えて、酒波神社が所在するのは「日吉町」であり、この町名からは、かつてはこの地で天台宗が盛んであったことも想定される。経塚の造営を推進したのは天台宗の寺院、僧侶であり、経塚から出土した当該銅鏡は「日吉」という名称や来歴、さらには源頼政伝説とも関係している可能性がある。

事務局:銅鏡の名称は、箱に記載されている名称が適切でしょうか。

委員:箱に記載されている名称が誤りというものではないが、「雀」を「鳥」とすることが好ましいと考える。二羽の鳥が銅鏡の文様に現れるのは 11世紀半ば頃であるが、元はカササギを表現したものである。それが時代を経るに従って雀のような表現に変化していくことを考慮すると、「雀」と特定するのではなく「鳥」と表記することがより適切である。

会 長:様々な意見が出されたが、銅鏡の制作年代については平安時代末期から鎌倉時代初期であること、名称は「洲浜山吹双鳥鏡」が適切であること、また偽物である疑いは無いとの認識が共有されたと考える。また、見積り金額を考慮したうえでも、購入に否定的な意見は出されなかったことから、当審議会として当該銅鏡を購入することが適切である事を議決したいと考えるがどうか。

【異議なしの声】

会 長: それでは当審議会としては、当該銅鏡は市が購入するに相応しい考古 資料であると評価する。

事務局:承知しました。購入予算につきましては令和4年度の当初予算に計上 しておりますので、3月議会での議決を経て、年度が改まった後に、 速やかに購入の手続きを行うこととします。 また購入後は、記者発表を行うことで広く情報を提供し、今後の出土資料発見につなげていきたいと思います。

会 長:それでは本日の審議はこれにて終了する。

■その他

「大湫の大杉」の学術報告会が3月24日に開催されることについて情報提供 し、報告会への参加希望者を募った。

瑞浪市教育委員会点検評価委員の推薦を行うことについて意見を聴取し、文化 財審議会からは三戸委員を推薦することに決定した。